

がん対策推進協議会のスケジュールについて（案）

- 都道府県はがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本として、都道府県がん対策推進計画を策定することとなっており、その策定に当たっては、医療法に基づく医療計画等と調和の保たれたものとすることとなっている（がん対策基本法第11条）。
- 医療計画等の見直しが平成19年度中に行われる予定となっていることを踏まえ、平成19年度のできるだけ早い段階で基本計画を策定する必要がある。
- よって、スケジュールと議題については概ね以下のとおりとしてはどうか。
 - ・ 5月上旬 基本計画（原案）について
 - ・ 5月下旬 基本計画（案） 諮問・答申
 - ・ 並行して基本計画の案に対する国民からの意見募集を実施
- なお、基本計画（案）の諮問答申後、基本計画を閣議決定し、国会へ報告することとなる。